

内閣参質二一一第一〇三号

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員水野素子君提出いわゆる「〇〇本部等」に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出いわゆる「〇〇本部等」に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「司令塔機能」という言葉は様々な文脈で用いており、その定義について一概にお答えすることは困難であるが、「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」（平成二十七年一月二十七日閣議決定）における「重要政策に関する司令塔機能」は、内閣の重要政策に関する企画及び立案並びに総合調整等を意味するものである。

一の2について

お尋ねの「基準」については、御指摘の「新たに設置する機関」を設置するに至った背景やその根拠となる法律の目的等に応じ、「本部」を含む適切な名称が選択されたものと承知しており、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、国務大臣をもつて組織する機関であつて、特定の施策を総合的かつ効果的に推進することをその設置の目的とし、特定の施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関することをその所掌事務とするものの名称に、「本部」が含まれるものがある。

一の3及び4について

一の1についてでお答えしたとおり、お尋ねの「司令塔機能」という言葉は様々な文脈で用いており、それに係るお尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。その上で、「国の行政機関の組織図（令和四年七月一日時点）」における「○○本部等」に記載された機関及び内閣府本府に置かれる特別の機関は、それぞれの根拠法令に基づき、所掌事務を遂行している。

一の5について

お尋ねの「「○○本部等」と総称すること」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の1について

一の1についてでお答えしたとおり、お尋ねの「司令塔機能」という言葉は様々な文脈で用いており、それに係るお尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。その上で、法律に基づき内閣に置かるる機関であつて、その名称に「本部」又は「会議」が含まれるもの（以下「内閣に置かるる本部等」といいう。）及び内閣府本府に置かれる特別の機関について、①内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行の日

(平成二十八年四月一日。以下「施行日」という。)の前日である同年三月三十一日時点における数、②施行日から令和五年六月二十一日までの間(以下「当該期間」という。)において新設された数、③当該期間において廃止された数及び④同日時点における数は、それぞれ次のとおりである。

内閣に置かれる本部等 ①二十二 ②六 ③五 ④二十三

内閣府本府に置かれる特別の機関 ①十七 ②八 ③七 ④十八

また、お尋ねの「増加した理由」については、内閣に置かれる本部等及び内閣府本府に置かれる特別の機関について、個別にその必要性を十分勘案した上で、その設置又は廃止が判断されたことによるものである。

二の2及び3について

当該期間において新設された内閣に置かれる本部等及び内閣府本府に置かれる特別の機関のうち、設置期限の定め(見直しを行う旨の条文を含む。以下同じ。)を設けているものの数は、それぞれ五及び一であり、設置期限の定めを設けていないものについてその設置期限を設けていない理由は、当該機関の所掌事務の性質上、設置期限の定めを設けることが困難であるためである。

二の4について

当該期間において、各省庁（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項に規定する委員会及び庁を含む。）が、特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとなつたのは、八件である。